

別表第2（第2条関係）

建物（鉄筋コンクリート造並びにコンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造に限る。）の老朽危険度の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高 評点
1	構造一般 の程度	(1) 基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適切な構造でないもの	30	60
		(2) 外壁 又は界 壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適切な構造でないもの	25	
		(3) 増築 が行わ れた外 壁又は 屋根	増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適切な構造でないもの	30	
2	構造の劣 化又は破 損の程度	(1) 柱、 はり又 は耐力 壁	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	80
			イ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			ウ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			エ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	

		(2) 壁（耐力壁を除く。）	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	1 0	
			イ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	1 5	
			ウ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	2 5	
		(3) 外壁	ア 外壁の仕上材料に浮き上がり剥離のおそれのあるもの	1 5	
			イ 外壁の仕上材料が剥離し危害を生ずるおそれのあるもの	2 5	
		(4) 屋根	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	1 0	
			イ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	1 5	
			ウ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	2 5	
3	防火上又は避難上の構造の	外壁、開口部等	ア 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	1 5	3 0

	程度		イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	
4	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10
備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。					